

定額給制と出来高給制併給の参考例

平成〇年〇月分 賃金日計表兼賃金台帳

(様式3)

日付	労働時間数				賃金 (通貨によるもの)										実物給与	備考	基本日額		
	実労働時間		左のうち		基本給	出来高給	割増の対象となる手当	割増賃金				割増の対象とならない手当	割増の対象とならない手当	臨時の給与			計	扶養家族数	労働日数
	所定	時間外	深夜	休日				作業手当	時間外	深夜	休日								
1	8				23,000		2,000								25,000		()所定23日		
2	8	/			23,000		2,000	3,907							28,907		休日 / 日		
3	8				23,000		2,000								25,000		()203時間		
④	その他休																		
⑤	法定休日																		
6	8					36,800									36,800		基本給 299,000円		
7	8	/				36,800		1,023							37,823		出来高給 393,400円		
8	8					36,800									36,800		時間外 31,127円		
9	8	2				36,800		1,840							38,640		深夜 29,628円		
⑩	その他休																休日 9,200円		
11	8					36,800									36,800		日々手当 26,000円		
⑫	法定休日																臨時の給与 円		
13	8		6		23,000		2,000		4,688						29,688		実物給与 円		
14	8	2	6		23,000		2,000	7,813	4,688						37,501		月間手当その他 円		
15	8		6		23,000		2,000		4,688						29,688		通勤費 円		
16	8	/	6		23,000		2,000	3,907	4,688						33,595		欠勤早退減額 円		
17	8		6		23,000		2,000		4,688						29,688		前回繰越金 円		
⑬	その他休																Ⓐ支給総額 788,355円		
⑭	法定休日																雇用保険料 3,941円		
20	8					33,000									33,000		健康保険料 32,390円		
21	8	/				33,000		917							33,917		厚生年金保険料 51,182円		
22	8					36,800									36,800		所得税 78,836円		
23	8		6		33,000				6,188						39,188		住民税 円		
24	8					36,800									36,800		Ⓔ計 166,349円		
⑮	その他休			8		36,800				9,200					46,000		月間控除 円		
⑯	法定休日																通勤費現物分 円		
27	8				23,000		2,000								25,000		実物給与分 円		
28	8				23,000		2,000								25,000		次回繰越金 円		
29	8	/			23,000		2,000	3,907							28,907		Ⓒ計 円		
30	8	2			23,000		2,000	7,813							32,813		差引支給額 622,007円		
31	8				23,000		2,000								25,000		支払月日 11月15日		
計	192	11	36	8	299,000	393,400	26,000	31,127	29,628	9,200					788,355		番号 3 職種 型わく工		
※																	氏名 軌道一直		

注1. ※欄は、公共事業労務費調査票への転記のための処理欄とする。
 注2. 法定休日は◎、その他の休日は○で「日付」の欄の数字を囲む。有給休暇、代休、振替休日は当該日の「実労働時間」の欄にそれぞれ有休、代休、振替の文言を記入する。
 注3. 休日労働の場合には、通常の労働日の所定労働時間内の稼働時間数相当分を「所定」の欄に、同じく時間外労働時間相当分を「時間外」の欄に記入し、「休日」の欄には「所定」の欄と同一の時間数を記入する。

注4. 「割増の対象となる手当」の欄には該当する手当の合計額を記入し、その内訳を個々の手当ごとに「備考」の欄に記入する。「割増の対象とならない手当」も同様に記入する。
 注5. 日々徴収する所得税は当該日の税額を「備考」の欄に記入する。
 注6. 月単位で支給される月間手当の中に割増の対象になるものがあれば、その金額を加味して割増賃金を計算する。また割増の対象になる月間手当計と対象にならない月間手当計を、「割増の対象となる手当」と「割増の対象とならない手当」の1カ月計欄（最下段）にそれぞれ記入する。